平成２２年（フ）第６５号
奈良県大和高田市大字礒野432番地の８
債務者　葭田　茂治
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
奈良県橿原市上飛騨町43番地の１日高山団地Ｐ―22
債務者　安平　　明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
奈良県葛城市笛堂138番地３
債務者　村上賀世子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
奈良県磯城郡川西町大字結崎862番地の10
債務者　原　雄一郎
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
奈良県香芝市西真美２丁目13番地の７
債務者　岡田　哲子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
奈良県宇陀市榛原区あかね台１丁目５番の10
債務者　西辻　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
奈良県高市郡高取町大字清水谷1232番地
債務者　吉井　昌弘
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５４５号
愛知県岩倉市下本町燈明庵147番地３
破産者　濵嶋　秀人
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木658番地７
破産者　穐岡　宏高
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成１８年（フ）第７８号
大分県佐伯市米水津大字浦代浦563番地
破産者　新納惠美子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第６２号
石川県加賀市野田町ヨ116番地、従前の住所石川県加賀市野田町ユ７番地
破産者　山﨑　弘毅
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１３６０号
熊本県上天草市松島町阿村1031―２　コーポ宮崎１号室
破産者　坂田　哲夫
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４５８号
沖縄県豊見城市字我那覇222番地
破産者　有限会社フォトオフィスｆ64
1　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月７日午前11時
平成22年３月12日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５８１９号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目５番Ｂ―110号
破産者　梶原　浩子
1　破産債権の届出期間　平成22年４月19日まで
2　一般調査期日　平成22年５月24日午後４時
平成22年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８号
京都市左京区一乗寺小谷町16番地、破産手続開始決定時の住所京都市左京区一乗寺野田町２番地の２　ハイツ白川217号室
破産者　大森商店こと　大森　淳史
1　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
2　一般調査期日　平成22年５月25日午後２時
平成22年３月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６９３９号
大阪府豊中市夕日丘１丁目６番９号
破産者　廣瀬　雅朗
1　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
2　一般調査期日　平成22年６月７日午後３時30分
平成22年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１０号
大阪府堺市南区赤坂台３丁９番12―707号、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町802番地の55
破産者　Ｉ．Ｄ．モデリングハウスキムラこと　木村　嘉夫
1　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
2　一般調査期日　平成22年５月27日午後３時30分
平成22年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７６号
大分県佐伯市大字鶴望4422番地、開始決定時の住所大分県佐伯市東町11番13号
破産者　浦邊　典人
1　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
2　一般調査期日　平成22年６月７日午後１時30分
平成22年３月15日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
奈良県葛城市八川145番地１　ハイム・マ・シェリ105号
破産者　タイヤエクスプレス販売こと　吉井　康広
1　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
2　一般調査期日　平成22年６月14日午前10時20分
平成22年３月15日
奈良地方裁判所葛城支部破産係